

第四十三回 参議院 地方行政委員会 會議録第六号

昭和三十八年二月十九日(火曜日)
午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
西田 信一君
市川 房枝君

委員

北口 龍徳君
西郷吉之助君
沢田 一精君
館 哲二君
秋山 長造君
鈴木 壽君
松本 賢一君

國務大臣

自治大臣

篠田 弘作君

政府委員
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

本日の会議に付した案件

○昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法
律案(内閣送付、予備審査)
○地方交付税法等の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。

今日は、予備審査法律案二案の説明
を聴取いたします。

昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法律
案、地方交付税法等の一部を改正する
法律案、両案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。篠田自
治大臣。

○國務大臣(篠田弘作君) ただいま議
題となりました昭和三十七年度分とし
て交付すべき地方交付税の総額の特例
に関する法律案の提案理由とその要旨
を御説明申し上げます。

今回の第二次補正予算によって増額
された地方交付税の額は、二百三十七
億円でありますが、このうち、本年度
分の普通交付税及びこれに対応する特
別交付税に充てられるべき額は、百十
五億円となる見込みであります。

地方財政の現況は、低位にある行政
水準引き上げ等のため、さらに多くの
財源を必要としているのであります。

が、本年度もすでに余すところ幾ばく
もありませんので、この際補正予算に
よって増額計上された地方交付税の額
のうち、百十五億円をこえる額百二十
二億円につきましては、地方財政全般
を考慮した計画的かつ合理的な財源配
分を行なうため、これを翌年度に繰り
越し、明年度の地方交付税の総額に加
算して配分することが適当かと考えら
れるのであります。

しかしながら、最近における異常な
豪雪の状況にかんがみまして、関係地
方団体における諸対策に万全を期する

ため、その一部の二十二億は、本年度
の特別交付税の額の増額に充てること
とし、明年度への繰越額は百億程度
にとどめることといたしたいと考える
のであります。

以上が、昭和三十七年度分として交
付すべき地方交付税の総額の特例に関
する法律案の提案理由及びその要旨で
あります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決あらんことをお願い申し上げ
ます。

次に、ただいま議題となりました地
方交付税法等の一部を改正する法律案
の提案理由とその要旨を御説明申し上
げます。

明年度は、道路整備事業、農業基盤
整備事業等を初めとする各種公共事業
や社会保障制度の拡充に伴う地方団体
の所要経費をまかなうための財源並び
に地方公務員の給与改定及び退職年金
制度の平年度化等により増加する給与
関係経費に対応する財源を関係地方団
体に付与する必要があります。

また、明年度は国税三税の増加に
よって地方交付税の総額も増加します
ので、この際、関係基準財政需要額を
増額して、地方行政水準の一層の向
上をはかることが適当と考えられるの
であります。

このほか、高等学校生徒の急増に伴
う高等学校の施設整備に要する経費に
つきましては、昭和三十七年度と同
様、昭和三十八年度におきましても基

準財政需要額への加算の特例措置を講
ずる必要がであります。

以上が、この法律案を提出する理由
であります。

次に、この法律案の内容の要旨につ
きまして御説明申し上げます。

その一は、単位費用を引き上げて基
準財政需要額を増額することであり
ます。

まず、道府県及び市町村を通じまし
て生活保護基準の引き上げ、失業対策
事業にかかる労力費の引き上げ等によ
り増加する社会保障関係経費を基準財
政需要額に算入するため、生活保護
費、労働費等にかかる単位費用を引き
上げ、給与改定及び地方公務員の退職
年金制度の平年度化等に伴い増加する
給与関係経費並びに老人福祉関係等の
制度の改正に伴い増加する経費を基準
財政需要額に算入するため、関係費目
にかかる単位費用を引き上げることと
あります。

次に、道府県分につきましては、道
路整備事業、農業基盤整備事業及び治
山治水事業等、公共投資の充実に必要
な財源を付与するため、関係費目にか
かる単位費用を引き上げるとともに、
土木費にかかる単独事業費等を包括的
に算入するため、その他の土木費の単
位費用を増額することとし、農業構造
改善事業の促進に要する経費等を算入
するため、農業行政費の単位費用を引
き上げるとともに、中小企業の近代化
に要する経費を増額するため、商工行
政費の単位費用を引き上げることとい

たしました。

市町村分につきましては、道路及び
街路整備事業、環境衛生施設整備事業
等にかかる投資的経費を増額するため
関係費目にかかる単位費用を引き上げ
るとともに、土木費にかかる単独事業
費等を包括的に算入するため、その他
の土木費の単位費用を増額することと
し、小学校及び中学校における学校経
費を充実するため、小学校費及び中学
校費の単位費用を引き上げるととも
に、清掃事業関係経費を増額するた
め、衛生費の単位費用を引き上げたの
であります。

その二は、測定単位の数値の算定方
法等の改正に関する事項であります。

道府県分の小学校費及び中学校費の
算定に用います教職員数は、昭和三十
八年度から小学校及び中学校の学級編
制についていわゆる暫定標準がなくな
りますので、公立義務教育諸学校の学
級編制及び教職員定数の標準に関する
法律に規定する学級編制の標準及び教
職員定数の標準により算定した教職員
数を測定単位の数値として用いること
といたしました。なお、このことと関
連いたしました、規定の整備をはかっ
ております。

次に、地方公務員の退職年金制度の
実施に伴いまして退職一時金を支給す
る必要がなくなりましたので、恩給費の
測定単位の数値から退職一時金の受給
権者の数を除くことといたしました。

なお、今後、補正係数を定めるに当
たりましては、河川費の基準財政需要

額を増額するとともに、その算定方法を実施に即するようにするため、新たに河川の延長当たりの事業費の額に応じて経費の割増しを行なうこととする。また、港湾費等については、より実態に適合するよう事業費の額に応じて経費の割増しを行なっており、これを補正を強化して参りたいと考えております。

また、弱小の市町村に対する財源の傾斜的充実をはかるため、昭和三十一年度を引き続き、都市的形態の度合いに応じて定めている態容補正係数を改正し、その格差をさらに縮小して参る所存であります。

その三は、高等学校生徒の急増対策に関する事項であります。

高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備につきましては、最近における高等学校への進学率の状況、建築単価、建物の構造比率の状況を勘案し

たしまして、政府が当初策定いたしました計画を一部改定いたしました次第であります。この計画により、明年年度の高等学校整備事業費の総額は、二百十二億円であります。このうち三十一億円を国庫支出金で、九十億円を地方債でまかなうこととし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

高等学校生徒急増対策費は、昨年度の地方交付税法の一部を改正する等の法律の附則において、昭和三十一年度限り算定されることとされておりましたので、これを昭和三十一年度について適用できるよう、同法の附則を改正することとしたのであります。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石谷憲男君) 法案についての質疑は、後日に譲りたいと存じます。

次会は、二月二十一日(木曜日)午前十時、特別交付税関係の調査並びに警察法の一部を改正する法律案の質疑を行なう予定でございます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十五分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に

関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

補正予算により昭和三十一年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち百億円以内の額を昭和三十一年度内に交付しない、これを地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六條第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十一年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十五日予備審査のため、本委員会

に左の案件を付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
一 警察費	警察職員数	
二 土木費	道路の面積	
1 道路費	道路の延長	
2 橋りよう費	橋りようの面積	
3 河川費	河川の延長	
4 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	
5 その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	
三 教育費	人口	
1 小学校費	面積	
	海岸保全施設の延長	
	教職員数	
	学校数	
	道府県	
2 中学校費	教職員数	
3 高等学校費	学校数	
4 その他の教育費	教職員数	
	生徒数	
	人口	
四 厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	
1 生活保護費	町村部人口	
2 社会福祉費	人口	
3 衛生費	人口	
4 労働費	工場事業場労働者数	
五 産業経済費	失業者数	
1 農業行政費	耕地の面積	
2 林野行政費	農家数	
3 水産行政費	林野の面積	
	水産業者数	

4 商工行政費 六 その他の行政費 1 徴税費 2 恩給費 3 その他の諸費 七 災害復旧費 八 特定債償還費	商工業の従業者数 道府県税の税額 恩給受給権者数 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 公共事業費特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金
一 消防費 二 土木費 1 道路費 2 橋りよう費 3 港湾費 4 都市計画費 5 その他の土木費 三 教育費 1 小学校費 2 中学校費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口 児童数 学級数 学校数 生徒数

市町村 3 高等学校費 4 その他の教育費 四 厚生労働費 1 生活保護費 2 社会福祉費 3 衛生費 4 労働費 五 産業経済費 1 農業行政費 2 商工行政費 3 その他の産業経済費 六 その他の行政費 1 徴税費 2 戸籍住民登録費 3 その他の諸費 七 災害復旧費 八 特定債償還費 九 刃地対策事業債償還費	学級数 学校数 教職員数 生徒数 人口 市部人口 人口 人口 失業者数 農家数 商工業の従業者数 林業、水産業及び鉱業の従業者数 市町村税の税額 本籍人口 世帯数 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 公共事業費特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 刃地対策事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金
---	---

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準」に、

る法律の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準」に改め、「及び退職一時金」及び「又は退職一時金」を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする

第十三条第五項の表道府県の項中

1 小学校費 教職員数 密度補

2 中学校費 教職員数 密度補

正、態容補正及び寒冷補正

正、態容補正及び寒冷補正

を

1 小学校費 教職員数 態容補

2 中学校費 教職員数 態容補

正及び寒冷補正

正及び寒冷補正

に改める。

第十九条第一項中「発見した場合」の下に「当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（次項において「交付年度」という。）以降五箇年度内に発見した場合に限る。」を加え、同条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（交付年度）」という。

以下本項において同じ。」を「交付年度」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一	警察費	警察職員数	一人につき 六八一、八〇〇〇円
二	土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 二七〇〇
1	道路費	道路の延長	一メートルにつき 一六九〇〇
2	橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 四二〇〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき 一一、一八八〇〇
3	河川費	河川の延長	一メートルにつき 三七八〇〇
4	港湾費	港湾(漁港を含む)にお けるけい留施設の延長	一メートルにつき 二〇六〇〇
		港湾(漁港を含む)にお ける外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇〇
5	その他の土 木費	人口	一人につき 一二六〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき 一、〇四八、二四〇〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三五六〇〇
三	教育費		
1	小学校費	教職員数	一人につき 二八二、一〇〇〇〇
		学校数	一校につき 七八、九三〇〇〇
2	中学校費	教職員数	一人につき 二八八、二〇〇〇〇
		学校数	一校につき 七八、九三〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき 四九二、二〇〇〇〇
		生徒数	一人につき 四、四七八〇〇
4	その他の教 育費	人口	一人につき 九九四〇〇
		盲学校、聾学校及び養護 学校の幼児、児童及び生 徒の数	一人につき 九一、五九四〇〇
四	厚生労働費		
1	生活保護費	町村部人口	一人につき 二八三〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき 一二三〇〇
3	衛生費	人口	一人につき 二九四〇〇
4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき 二八〇〇〇
		失業者数	一人につき 三三、六三〇〇〇
五	産業経済費		
1	農業行政費	耕地の面積	一町歩につき 二、三三五〇〇
		農家数	一戸につき 三、七一九〇〇
2	林野行政費	林野の面積	一町歩につき 二、〇七八〇〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき 一三、二三八〇〇
六	その他の行政費		
1	徴税費	道府県税の税額	千円につき 一一三〇〇
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき 三九、一〇〇〇〇
3	その他の諸 費	人口	一人につき 四六三〇〇
七	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき 一五八、〇〇〇〇〇
八	特定債償還 費	災害復旧事業費の財源に 充てた地方債の元利償還 金	一円につき 九五
		公共事業費等特定の事業 費の財源に充てるため発 行を許可された地方債に 係る元利償還金	一円につき 二五
一	消防費	人口	一人につき 三八六〇〇
二	土木費		
1	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 一一九〇
		道路の延長	一メートルにつき 一二一〇
2	橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 三七七〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき 七八四〇〇
3	港湾費	港湾(漁港を含む)にお けるけい留施設の延長	一メートルにつき 二、一七九〇〇
		港湾(漁港を含む)にお ける外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇〇
4	都市計画費	都市計画区域における人 口	一人につき 一五九〇〇
		土地地区画整理事業の施行 地区の面積	一坪につき 一一九〇
5	その他の土 木費	人口	一人につき 八〇三〇
三	教育費		
1	小学校費	児童数	一人につき 一、五四九〇〇
		学級数	一学級につき 七七、四六一〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき 四三六、八六七〇〇
		学級数	一学級につき 一、七二二〇〇
3	高等学校費	生徒数	一人につき 八六、一〇五〇〇
		学級数	一学級につき 四三八、七五七〇〇
4	その他の教 育費	教職員数	一人につき 四八八、〇〇〇〇〇
		生徒数	一人につき 四、四一六〇〇
四	厚生労働費	人口	一人につき 二二七〇〇

市町村	4 商工行政費 6 その他の行政費	1 徴税費 2 恩給費 3 その他の諸費	7 災害復旧費	八 特定償還費	一 消防費 二 土木費 1 道路費 2 橋りよう費 3 港湾費 4 都市計画費 5 その他の土木教育費 1 小学校費 2 中学校費 3 高等学校費 4 その他の教育費 四 厚生労働費	人口 道路の面積 道路の延長 橋りようの面積 木橋の延長 港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長 都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積 人口	人口 児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 教職員数 生徒数 人口	一人につき 千円につき 一人につき 一人につき 一平方キロメートルにつき 一円につき 一円につき 一人につき 一平方メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一メートルにつき 一坪につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	六九六〇〇 一一三〇〇 一〇〇〇〇 四六三〇〇 一五八、〇〇〇 九五 二五 三八六〇〇 一一九〇 一二一〇 三七七〇〇 七八四〇〇 一七九〇〇 四〇〇〇〇 一五九〇〇 一一九〇 八〇三〇 一、五四九〇〇 七七、四六一〇〇 四三六、八六七〇〇 一、七二二〇〇 八六、一〇五〇〇 四三八、七五七〇〇 四八九、〇〇〇〇 四、四一六〇〇 二二七〇〇
-----	----------------------	----------------------------	---------	---------	--	--	---	---	---

1	生活保護費	市部人口	一人につき	二四七〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	六八六〇
3	衛生費	人口	一人につき	三〇三〇〇
4	労働費	失業者数	一人につき	三三、六三〇〇〇
五	産業経済費	農家数	一戸につき	二、二七四〇〇
1	農業行政費	農工業の従業者数	一人につき	二六三〇〇
2	商工行政費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、六九五〇〇
3	その他の産業経済費			
六	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二〇〇〇
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	四三六〇
3	その他の諸費	世帯数 人口 面積	一世帯につき 一人につき 一平方キロメートルにつき	一七五〇〇 七二三〇〇 三三七、〇〇〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金	一円につき	二五
九	辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金	一円につき	五七

(地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第二条 地方交付税法の一部を改正する等の法律(昭和三十七年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年度」の下に「及び昭和三十八年度」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

昭和三十八年二月二十二日印刷

昭和三十八年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局